

喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

◎届出の際に、ご自分の店舗について、以下の点を確認の上、届出の際に添付してください。

※喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができません。店内の全部を喫煙可能とした場合は、20歳未満の方の入店ができなくなりますので、ご注意ください。

A 設置届	
<input type="checkbox"/>	1 ご自分の店舗が以下の喫煙可能室の設置要件に該当するか確認した
	《喫煙可能室の設置要件》
<input type="checkbox"/>	(1) 2020年4月1日以前から営業している飲食店である ※届出書に営業許可日を記載してください
<input type="checkbox"/>	(2) 客席面積が100㎡以下である
<input type="checkbox"/>	(3) 資本金の額又は出資総額が5千万円以下である (一つの大規模会社が、発行済株式又は出資総数又は総額の1/2以上を有する場合や、大規模会社(複数社)が、発行済株式又は出資総数又は総額の2/3以上を有する場合を除く)
<input type="checkbox"/>	(4) 従業員がいない ※届出書に記載してください
<input type="checkbox"/>	2 ご自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合している
	《喫煙可能室の技術的基準》 施設の一部に設置する場合
<input type="checkbox"/>	(1) 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上
<input type="checkbox"/>	(2) たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されていること
<input type="checkbox"/>	(3) たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
	《喫煙可能室の技術的基準》 施設全部を喫煙可能室とする場合
<input type="checkbox"/>	(1) たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されていること
<input type="checkbox"/>	3 ①「喫煙可能室(※喫煙室用)」②「喫煙可能室設置施設(※施設出入口用)」の標識を掲示した ※喫煙可能室を施設の全部に設置する場合、②のみで可能
<input type="checkbox"/>	4 届出書は、記載漏れがないか確認した(様式は2種類・添付書類無し)
◎届出内容に変更が生じた場合や喫煙可能室を廃止する際は、届出が必要となります。	
B 変更届	
喫煙可能室設置時の届出書の内容から変更が生じた	
<input type="checkbox"/>	1 変更事由に関する書類を添付した
	《添付書類》
<input type="checkbox"/>	(1) 営業許可申請書、営業許可申請事項変更届の写し
<input type="checkbox"/>	(2) 会社の概要(会社名、所在地、代表者等)が記載された登記等
<input type="checkbox"/>	(3) 資本金額等が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等
<input type="checkbox"/>	(4) その他()
<input type="checkbox"/>	2 届出書は、記載漏れがないか確認した(様式は1種類・添付書類が必要)
C 廃止届	
喫煙可能室を廃止することにした	
<input type="checkbox"/>	1 届出書は、記載漏れがないか確認した(様式は1種類・添付書類無し)